

平成29年松阪市告示169号

(改正 令和2年松阪市告示61-4号)

(改正 令和3年松阪市告示129号)

(改正 令和4年松阪市告示295-3号)

(改正 令和5年松阪市告示97号)

(改正 令和6年松阪市告示82号)

松阪市都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成25年松阪市規則第4号）第2条に規定する松阪市長が別に定める機関を第1に、松阪市手数料条例（平成17年松阪市条例第112号）別表第5その2及びその3に規定する都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法を第2に、同条例別表5に規定する法第54条第1項第1号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法を第3に定める。

令和6年3月22日

松阪市長 竹上 真人

第1 法第54条第1項各号に掲げる基準の適合性を審査する機関は、次に掲げる機関とする。

- 1 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下単に「登録住宅性能評価機関」という。）
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物のエネルギー消費性能判定機関（以下単に「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）
- 3 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度（以下単に「BELS」という。）に基づく、建築物に係るエネルギー消費性能の評価を実施する機関（以下単に「評価機関」という。）

第2 法第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。

- 1 一戸建ての住宅又は共同住宅若しくは複合建築物の住宅の用途に供する部分のみを評価する場合には、次のいずれかに該当する書面とする。
 - (1) 登録住宅性能評価機関が、法第54条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
 - (2) 登録住宅性能評価機関が、交付する住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（法第54条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）
 - (3) 評価機関が交付するBELSに基づく評価書（法第54条第1項第1号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。）

- 2 1以外の場合においては、次のいずれかに該当する書面とする。ただし、複合建築物の全体が認定対象の場合については(3)又は(4)とする。
- (1) 登録住宅性能評価機関が、法第54条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
 - (2) 登録建築物エネルギー消費性能評価機関が、法第54条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
 - (3) 登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能評価機関である機関が、法第54条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
 - (4) 評価機関が交付するBELSに基づく評価書（法第54条第1項第1号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。）

第3 簡易な評価方法は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める評価方法とする。

- 1 共同住宅等又は複合建築物の住戸部分（一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合を除く。）建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年1月29日経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法
- 2 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 基準省令第10条第1項1号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法

附 則（平成29年松阪市告示第169号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の日前に交付を受けた次の各号に掲げる適合証は、当該各号に掲げる 適合証とみなす。
 - (1) 平成28年松阪市告示第46号第2の1(1)に規定する適合証 この告示の第2の1 (1)に規定する適合証
 - (2) 平成28年松阪市告示第46号第2の2(1)に規定する適合証 この告示の第2の2 (2)に規定する適合証
（平成28年松阪市告示第46号の廃止）
- 3 平成28年松阪市告示第46号は、廃止する。

附 則（令和2年松阪市告示第61-4号）

（施行期日）

- 1 この告示は、松阪市手数料条例の一部を改正する条例（令和2年条例第9号）の施行の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の前に、この告示による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定第1の2(2)の機関が発行した適合証は、令和2年9月30日まで

の間は、なお効力を有する。

附 則（令和3年松阪市告示第129号）
この告示は、令和3年4月1日から施行する。

- 附 則（令和4年松阪市告示第295-3号）
（施行期日）
- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。
（経過措置）
 - 2 施行の日前に法第53条第1項の規定により申請した低炭素建築物新築等計画の認定については、なお従前の例による。

附 則（令和5年松阪市告示第97号）
この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和6年松阪市告示第82号）
この告示は、令和6年4月1日から施行する。